

平成 2 5 年 2 月 2 5 日提出

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずる
ための関係法律の整備に関する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関
する条例の制定について

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係
法律の整備に関する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように制
定する。

熊本市長 幸 山 政 史

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための
関係法律の整備に関する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(熊本市消防団員等公務災害補償条例の一部改正)

第 1 条 熊本市消防団員等公務災害補償条例（昭和 4 1 年条例第 3 9 号）の一部を次
のように改正する。

第 9 条の 2 第 1 項第 2 号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会
生活を総合的に支援するための法律」に、「第 5 条第 1 2 項」を「第 5 条第 1 1 項」
に改める。

(議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正)

第 2 条 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和 4 2 年
条例第 5 0 号）の一部を次のように改正する。

第 1 0 条の 2 第 2 号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活
を総合的に支援するための法律」に、「第 5 条第 1 2 項」を「第 5 条第 1 1 項」に改
める。

(熊本市はなぞの学苑条例の一部改正)

第 3 条 熊本市はなぞの学苑条例（昭和 5 7 年条例第 1 3 号）の一部を次のように改

正する。

第1条中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

第4条中「障害者自立支援法施行規則」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則」に改める。

(熊本市平成学園条例の一部改正)

第4条 熊本市平成学園条例(平成2年条例第38号)の一部を次のように改正する。

第1条中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

(熊本市障害者福祉センター希望荘条例の一部改正)

第5条 熊本市障害者福祉センター希望荘条例(平成4年条例第58号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に、「第77条第1項第4号」を「第77条第1項第9号」に改め、同項第7号及び同条第2項第5号中「その他」を「前各号に掲げるもののほか、」に改める。

第4条第1項第1号を次のように改める。

(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第4条第1項に規定する障害者

第4条第1項第2号及び第3号を削り、同項第4号中「その他」を「前号に掲げるもののほか、」に改め、同号を同項第2号とし、同条第2項第3号中「その他」を「前2号に掲げるもののほか、」に改める。

第5条の2第3項第3号中「き損し」を「毀損し」に改める。

第11条第2項第5号中「その他」を「前各号に掲げるもののほか、」に改める。

(熊本市障がい者福祉相談所条例の一部改正)

第6条 熊本市障がい者福祉相談所条例(平成23年条例第78号)の一部を次のように改正する。

第3条第3号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

(熊本市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定め

る条例の一部改正)

第7条 熊本市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年条例第96号）の一部を次のように改正する。

第2条第12号中「障害者自立支援法施行令」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令」に改める。

第5条第1項中「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」に改める。

第50条中「障害者自立支援法施行規則」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則」に改める。

（熊本市指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第8条 熊本市指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年条例第97号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号ア(イ) a(a)中「障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準」に改め、同項第2号中「障害者自立支援法施行規則」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則」に改める。

第22条第3項第3号ア中「障害者自立支援法施行令」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令」に改める。

（熊本市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第9条 熊本市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年条例第98号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「障害者自立支援法施行規則」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則」に改める。

第12条第1項第5号中「障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する

ための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準」に改める。

(熊本市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第 10 条 熊本市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 24 年条例第 101 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条第 1 項第 1 号中「障害者自立支援法施行規則」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則」に改める。

第 11 条第 1 項第 2 号ア(イ) a (a) i 中「障害者自立支援法に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準」に改める。

附 則

この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 1 条中熊本市消防団員等公務災害補償条例第 9 条の 2 第 1 項第 2 号の改正規定（「第 5 条第 12 項」を「第 5 条第 11 項」に改める部分に限る。）及び第 2 条中議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第 10 条の 2 第 2 号の改正規定（「第 5 条第 12 項」を「第 5 条第 11 項」に改める部分に限る。）は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

(提出理由)

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律（平成 24 年法律第 51 号）の施行による障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）の一部改正等に伴い、関係条例の規定の整備をするため、この条例を制定する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。